

使用開始日 2021.4.1

LM・オーストラリア
高配当株ファンド
(毎月分配型)
(年2回決算型)
(為替ヘッジあり)(毎月分配型)
(為替ヘッジあり)(年2回決算型)

追加型投信／海外／資産複合



投資信託説明書(請求目論見書)は、委託会社のホームページで閲覧できます。本書には、信託約款の主な内容が含まれておりますが、信託約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に掲載されております。

投資信託説明書(請求目論見書)は、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付します。なお、ご請求を行った場合には、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

委託会社*(ファンドの運用の指図を行います)

フランクリン・templton・ジャパン株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第417号
設立年月日:1998年4月28日 資本金:10億円(2021年4月1日現在)
運用する投資信託財産の合計純資産総額:
1兆864億円(2020年12月末現在)

受託会社(ファンドの財産の保管および管理を行います)

三井住友信託銀行株式会社

販売会社(販売会社によっては、いずれかのファンドのみの取扱いとなる場合があります)、基準価額等の詳細情報については、下記の照会先までお問合せください

照会先 フランクリン・templton・ジャパン株式会社

URL <https://www.franklintempleton.co.jp>

TEL 03-5219-5940
(受付時間 営業日の午前9時~午後5時)

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

*委託会社は2021年4月1日付でフランクリン・templton・インベストメント株式会社と合併し、商号をレグ・メイソン・アセット・マネジメント株式会社から現商号に変更しました。運用する投資信託財産の合計純資産総額は合併前の2社の総額を合計したものです。

- 本書により行う「LM・オーストラリア高配当株ファンド」の受益権の募集については、委託会社は、金融商品取引法第5条の規定により有価証券届出書を2020年12月23日に関東財務局長に提出しており、2020年12月24日にその届出の効力が生じております。
- 当ファンドの商品内容に関して重大な変更を行う場合には、投資信託及び投資法人に関する法律に基づき事前に受益者の意向を確認する手続きを行います。
- 当ファンドの信託財産は、信託法に基づき受託会社において分別管理が義務付けられております。

「LM・オーストラリア高配当株ファンド」は、為替ヘッジの有無、決算頻度の異なる合計4ファンドで構成されています。本書では、各ファンドを次の略称で表示すること、各ファンドの為替ヘッジの有無、決算頻度に応じて次の総称で表示すること、または各々を指して「当ファンド」ということがあります。

ファンド名	略称	総称1	総称2
LM・オーストラリア高配当株ファンド (毎月分配型)	為替ヘッジなし 毎月分配型	為替ヘッジなし	毎月分配型
LM・オーストラリア高配当株ファンド (年2回決算型)	為替ヘッジなし 年2回決算型	為替ヘッジなし	年2回決算型
LM・オーストラリア高配当株ファンド (為替ヘッジあり) (毎月分配型)	為替ヘッジあり 毎月分配型	為替ヘッジあり	毎月分配型
LM・オーストラリア高配当株ファンド (為替ヘッジあり) (年2回決算型)	為替ヘッジあり 年2回決算型	為替ヘッジあり	年2回決算型

	商品分類			属性区分				
	単位型・追加型	投資対象地域	投資対象資産 (収益の源泉)	投資対象資産	決算頻度	投資対象地域	投資形態	為替ヘッジ
為替ヘッジなし 毎月分配型	追加型	海外	資産複合	その他資産 (投資信託証券 (株式・不動産投信))	年12回 (毎月)	オセアニア	ファミリー ファンド	なし
為替ヘッジなし 年2回決算型					年2回			
為替ヘッジあり 毎月分配型					年12回 (毎月)			あり (フルヘッジ)
為替ヘッジあり 年2回決算型					年2回			

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

商品分類および属性区分の定義は、一般社団法人投資信託協会のホームページ(<https://www.toushin.or.jp/>)をご覧ください。



ファンドの目的

主にオーストラリアの証券取引所に上場している株式および不動産投資信託を含む投資信託証券に投資を行うことにより、配当収入の確保と信託財産の中長期的成長を目指します。

ファンドの特色

特色1 オーストラリアの株式市場に上場している高配当株等に投資します

- 主に配当利回りに着目し、相対的に配当利回りの高い銘柄を中心に投資します。
- 上場している不動産投資信託を含む投資信託証券に投資します。
- 銘柄の流動性に配慮しながらポートフォリオを構築します。

投資ユニバース
スクリーニング

オーストラリアの上場株式等のうち時価総額上位500銘柄から定量データが十分に揃った約400銘柄を当初ユニバースとします。バリュー、配当、クオリティおよび流動性等の観点で定量的にランク付けし、これをもとに約150-200銘柄のリサーチ対象銘柄に絞り込みます。

リサーチ

上記の約150-200銘柄に対しファンダメンタル・リサーチを行います。企業の収益力、取り巻く市場構造およびバランス・シート等に焦点を当てリサーチを実施します。また、事業リスク、コーポレートガバナンス等に着目し、各銘柄にクオリティ・レーティングを付与します。

クオリティ・
スクリーニング
[高配当戦略のための銘柄絞り込み]

当戦略にふさわしい銘柄を選別するために、配当、流動性、負債比率および上記のクオリティ・レーティングに着目し、再度スクリーニングを実施し、約90-100銘柄まで絞り込みます。

ポートフォリオ構築

最終的なポートフォリオは流動性とリスクを考慮しながら高い配当利回りの実現をめざして構築されます。銘柄の投資比率や売買の決定は、配当利回り、クオリティおよびバリュー等の評価をもとに行われます。

※上記プロセスは、今後、変更となる場合があります。



特色2 決算期および為替ヘッジの有無の異なる4つのファンドがあります

	為替ヘッジなし	為替ヘッジあり
毎月分配型 決算日 毎月20日*	LM・オーストラリア高配当株ファンド (毎月分配型)	LM・オーストラリア高配当株ファンド (為替ヘッジあり)(毎月分配型)
年2回決算型 決算日 毎年3月20日および9月20日*	LM・オーストラリア高配当株ファンド (年2回決算型)	LM・オーストラリア高配当株ファンド (為替ヘッジあり)(年2回決算型)

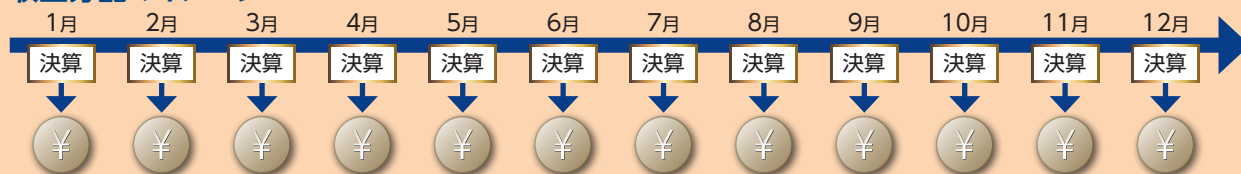
*休業日の場合は翌営業日とします。

- 毎月分配型と年2回決算型があります。

「毎月分配型」

毎月20日(休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

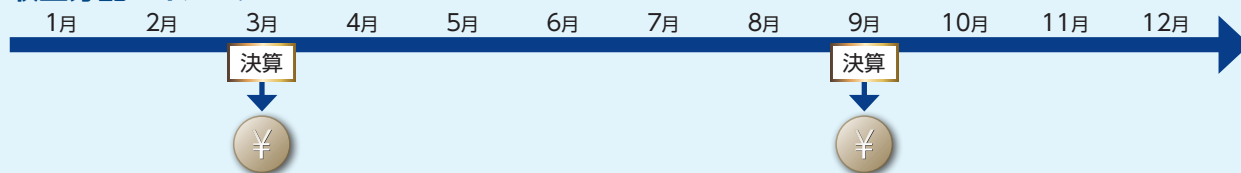
収益分配のイメージ



「年2回決算型」

毎年3月20日および9月20日(休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

収益分配のイメージ



(注) 上記はイメージ図であり、将来の分配金の支払いおよびその金額について示唆、保証するものではありません。

*分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

- 「為替ヘッジなし」と「為替ヘッジあり」があります。

「為替ヘッジなし」

外貨建資産については、原則として為替ヘッジは行いません。

したがって、基準価額と分配金は、円と豪ドルとの為替変動の影響を受けます。

「為替ヘッジあり」

実質組入外貨建資産については、原則として対円での為替ヘッジを行い、為替変動リスクの低減を目指します。

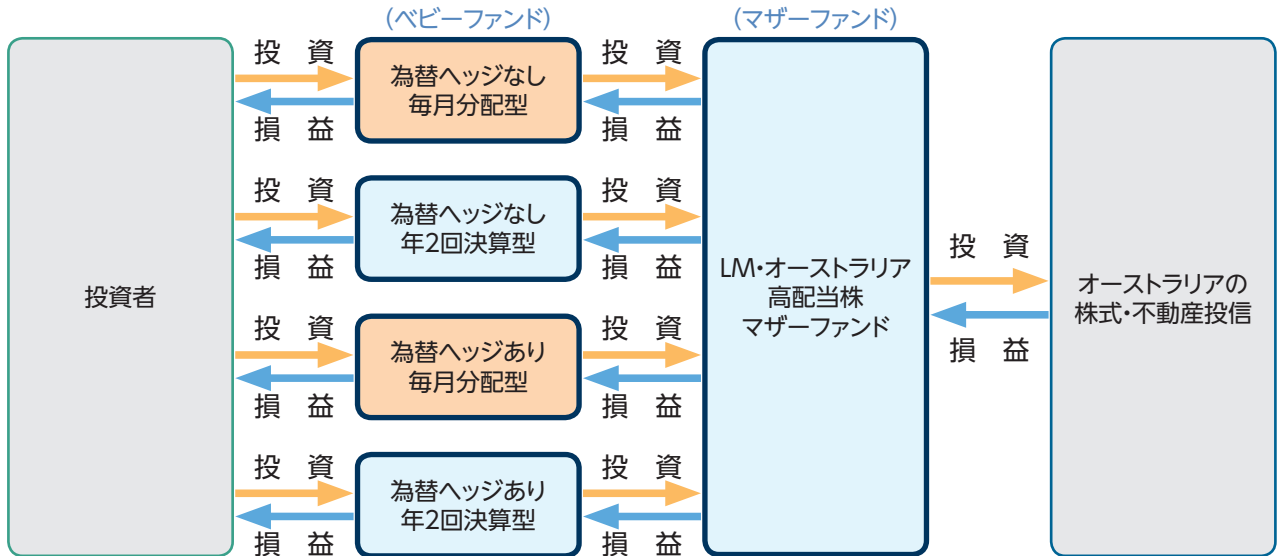
*為替ヘッジを行った場合でも、為替変動リスクを完全に排除できるとは限りません。

豪ドル建て資産を円に為替ヘッジする場合、概ね豪ドル短期金利と円短期金利の差に相当する為替ヘッジコストがかかります。

*資金動向、市場動向等によっては前記のような運用ができない場合があります。

特色3 ファミリーファンド方式により運用を行います

- 「ファミリーファンド方式」とは、投資者からの資金をまとめてベビーファンドとし、その資金をマザーファンドの受益証券に投資して、実質的な運用をマザーファンドにて行う仕組みです。



※委託会社は、上記マザーファンドに投資を行う当ファンド以外のベビーファンドの設定・運用を行うことがあります。

特色4 運用はフランクリン・テンプルトン・グループのレグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドが行います

- マザーファンドの運用は、「レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド」(以下「投資顧問会社」)に委託します。

レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッド

- ーマザーファンドの投資顧問会社
- ーオーストラリア株式の運用において30年以上の実績を持つ

※レグ・メイソン・アセット・マネジメント・オーストラリア・リミテッドの株式運用部門は、マーティン・カーリー・オーストラリアのブランド名で事業活動を行っています。

(注) 2021年4月1日現在の情報をもとに作成しております。



ファンドの投資制限

- 株式への実質投資割合には、制限を設けません。
- 同一銘柄の株式への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の10%以内とします。
- 投資信託証券(マザーファンド受益証券および上場投資信託証券を除きます。)への実質投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。
- 外貨建資産への実質投資割合には、制限を設けません。
- デリバティブ取引は、ヘッジ目的に限定して行うものとします。
- 一般社団法人投資信託協会規則に定める一の者に対する株式等エクスポージャー、債券等エクスポージャーおよびデリバティブ等エクスポージャーの信託財産の純資産総額に対する比率は、原則として、それぞれ10%、合計で20%以内とすることとし、当該比率を超えることとなった場合には、一般社団法人投資信託協会規則にしたがい当該比率以内となるよう調整を行うこととします。

分配方針

LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)

LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(毎月分配型)

毎決算時(毎月20日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

LM・オーストラリア高配当株ファンド(年2回決算型)

LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(年2回決算型)

毎決算時(毎年3月20日および9月20日、休業日の場合は翌営業日)に収益分配を行います。

- 分配対象額の範囲は、繰越分を含めた経費控除後の配当等収益(マザーファンドの信託財産に属する配当等収益のうち信託財産に属するとみなした額(以下「みなし配当等収益」といいます。))を含みます。)および売買益(評価益を含み、みなし配当等収益を控除して得た額をいいます。)等の全額とします。
- 収益分配金額は、基準価額水準等を勘案して委託会社が決定します。
- 分配対象額が少額等の場合は、分配を行わない場合があります。

※ 将来の分配金の支払いおよびその金額について保証するものではありません。

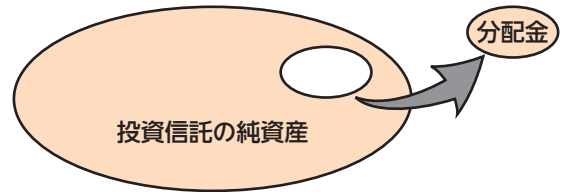


追加的記載事項

[収益分配金に関する留意事項]

- 分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、その金額相当分、基準価額は下がります。

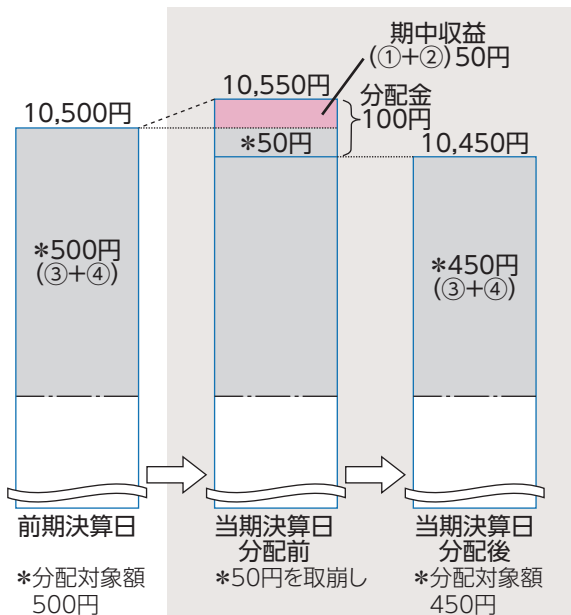
投資信託で分配金が支払われるイメージ



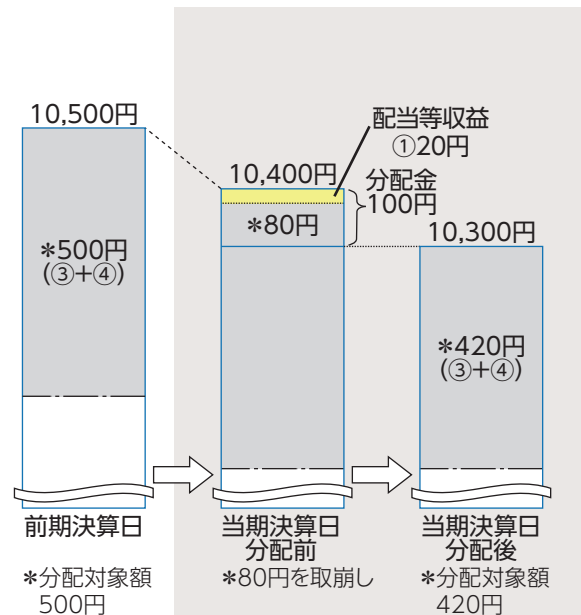
- 分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合

前期決算日から基準価額が上昇した場合



前期決算日から基準価額が下落した場合



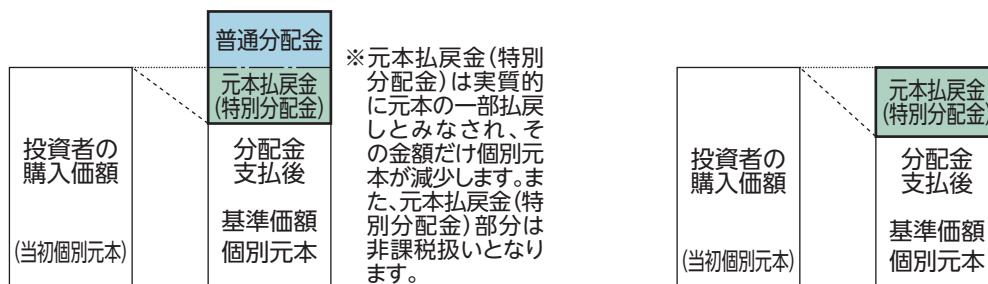
(注) 分配対象額は、①経費控除後の配当等収益および②経費控除後の評価益を含む売買益ならびに③分配準備積立金および④収益調整金です。分配金は、分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。

※上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありませんのでご注意ください。

- 投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンド購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がり小さかった場合も同様です。

分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合

分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合



普通分配金: 個別元本(投資者のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金): 個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者の個別元本は、元本払戻金(特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照ください。



基準価額の変動要因

当ファンドは、値動きのある有価証券等に投資を行いますので基準価額は変動します。また、実質的に外貨建資産に投資を行いますので、為替の変動による影響を受けます。

したがって、投資者の皆さまの投資元本は保証されているものではなく、基準価額の下落により、損失を被り、投資元本を割り込むことがあります。当ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて投資者の皆さまに帰属します。投資信託は預貯金と異なります。



株価変動リスク(株価が下がると、基準価額が下がるリスク)

一般的に株式市場が下落した場合には、当ファンドの投資対象である株式の価格は下落、結果として、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。また、当ファンドが実質的に投資している企業が業績悪化や倒産等に陥った場合、当該企業の株式の価格が大きく下落し、当ファンドの基準価額により大きな影響を及ぼします。



不動産投資信託の価格変動リスク(不動産投資信託の価格が下がると、基準価額が下がるリスク)

不動産投資信託の価格は、保有する不動産等の市場価値の低下および賃貸収入等の減少により下落することがあります。また、不動産市況、金利環境、関連法制度の変更等の影響を受けることがあります。これらの影響により、当ファンドが実質的に投資している不動産投資信託の価格が下落した場合には、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。



為替変動リスク(円高になると、基準価額が下がるリスク)

「為替ヘッジなし」

一般的に外国為替相場が円高となった場合には、実質的に保有する外貨建資産に為替差損(円換算した評価額が減少すること)が発生することにより、当ファンドの基準価額が下落し投資元本を割り込むことがあります。

「為替ヘッジあり」

実質組入外貨建資産については、原則として為替ヘッジにより為替変動リスクの低減を目指しますが、為替変動リスクを完全に排除できるものではありません。なお、為替ヘッジを行うにあたり、円金利が豪ドル金利より低い場合、当該金利差に相当するヘッジコストが基準価額の変動要因となります。

(注) 基準価額の変動要因は、上記に限定されるものではありません。

その他の留意点

- 当ファンドは「ファミリーファンド方式」により運用を行うため、マザーファンドにおいて他のベビーファンドによる追加設定、一部解約等に伴う有価証券の売買等が行われた場合、当ファンドの基準価額が影響を受けることがあります。
- 当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

リスクの管理体制

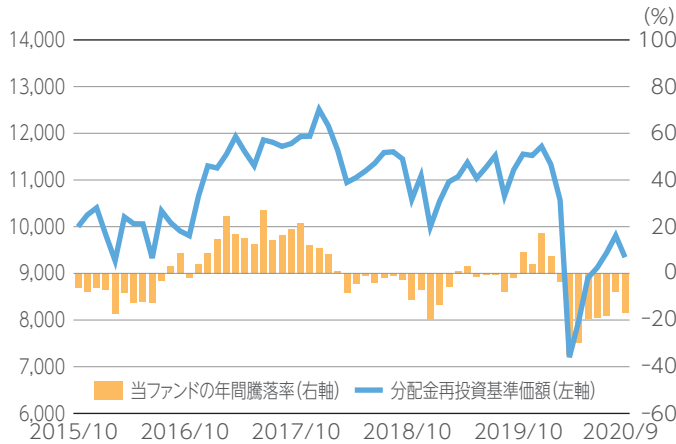
委託会社では、運用部門から独立したリスク管理の担当部門が、ファンドのリスク管理を行います。また、リスク管理に関する委員会において、ファンドのパフォーマンス、運用ガイドライン等の遵守状況、その他運用リスクに関する事項について審議し、必要に応じて運用部門に対して是正勧告を行います。



参考情報

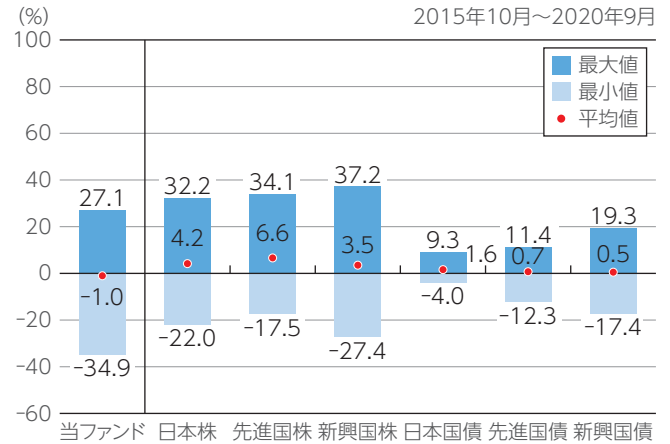
LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、2015年10月末の基準価額を10,000として指数化しております。
- ※3 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

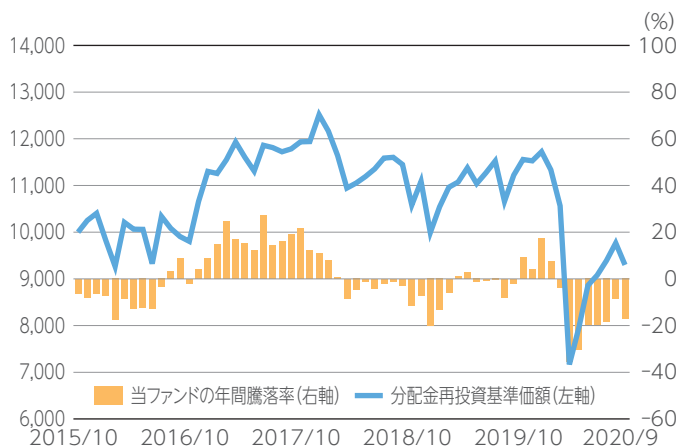
ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較



- ※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 対象期間中の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。
- ※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

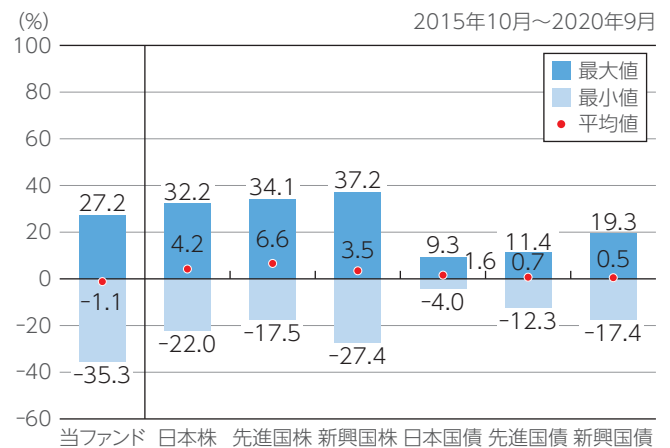
LM・オーストラリア高配当株ファンド(年2回決算型)

ファンドの年間騰落率及び 分配金再投資基準価額の推移



- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、2015年10月末の基準価額を10,000として指数化しております。
- ※3 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

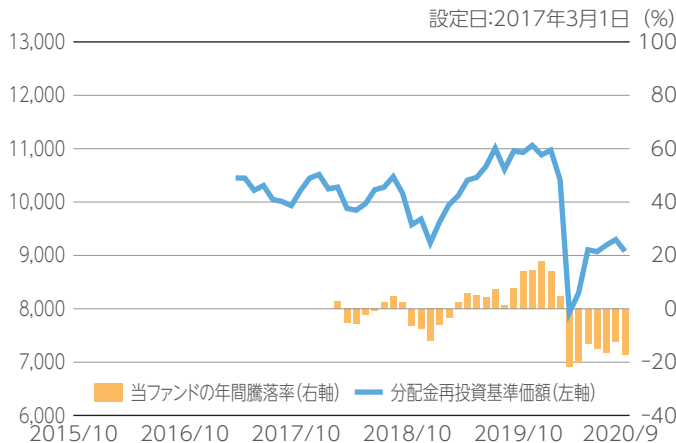


- ※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 対象期間中の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。
- ※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

参考情報

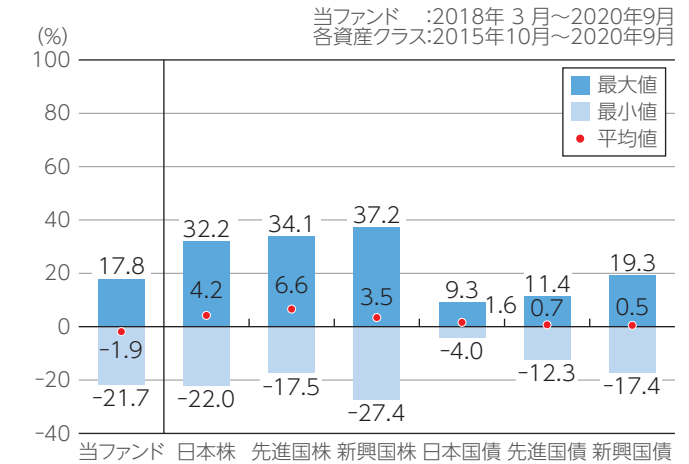
LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(毎月分配型)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移



- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- ※3 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

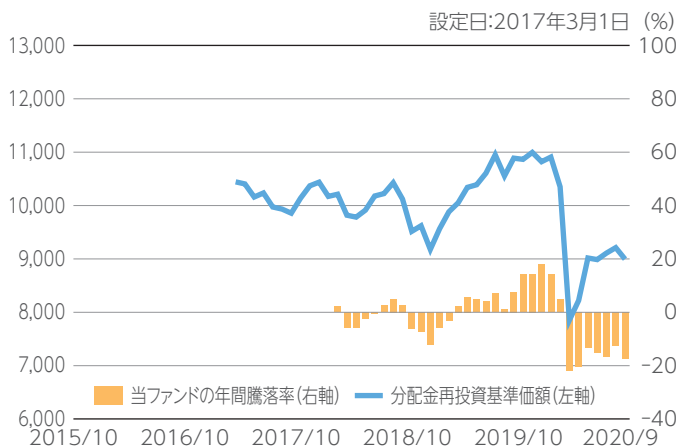
ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



- ※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 対象期間中の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。
- ※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。

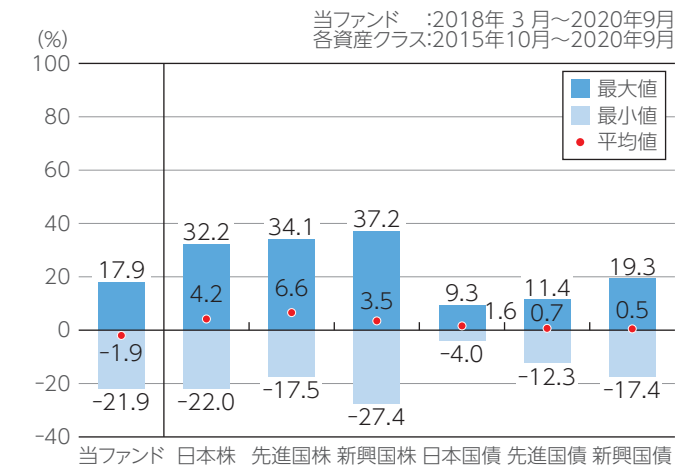
LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(年2回決算型)

ファンドの年間騰落率及び
分配金再投資基準価額の推移



- ※1 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※2 分配金再投資基準価額は、設定日前日を10,000として指数化し、設定日の属する月末より表示しております。
- ※3 分配金再投資基準価額は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額とは異なる場合があります。

ファンドと他の代表的な
資産クラスとの騰落率の比較



- ※1 上記グラフは、当ファンドと代表的な資産クラスの値動きを定量的に比較することを目的として作成したもので、全ての資産クラスが当ファンドの投資対象とは限りません。
- ※2 対象期間中の各月末における直近1年間の騰落率の平均・最大・最小を、当ファンドおよび他の代表的な資産クラスについて表示しております。
- ※3 当ファンドの年間騰落率は、税引前の分配金を再投資したものとみなして計算したものであり、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。



(※)各資産クラスの指数

日本株 …東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

先進国株…MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

新興国株…MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

日本国債…NOMURA-BPI国債

先進国債…FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

新興国債…JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

(注) 海外の指数は、為替ヘッジなしによる投資を想定して、円換算しております。

○代表的な資産クラスとの騰落率の比較に用いた指数について

騰落率は、データソースが提供する各指数をもとに株式会社野村総合研究所が計算しており、その内容について、信憑性、正確性、完全性、最新性、網羅性、適時性を含む一切の保証を行いません。また、当該騰落率に関連して資産運用または投資判断をした結果生じた損害等、当該騰落率の利用に起因する損害及び一切の問題について、何らの責任も負いません。

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)

東証株価指数 (TOPIX) (配当込み)は、東京証券取引所第一部に上場している国内普通株式全銘柄を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、TOPIXに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は東京証券取引所に帰属します。

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI-KOKUSAI インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、日本を除く世界の先進国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)

MSCI エマージング・マーケット・インデックス (配当込み、円ベース)は、MSCI Inc.が開発した、世界の新興国の株式を対象として算出した指数で、配当を考慮したものです。なお、MSCI Indexに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、MSCI Inc.に帰属します。

NOMURA-BPI国債

NOMURA-BPI国債は、野村証券株式会社が発表している日本の国債市場の動向を的確に表すために開発された投資収益指数です。なお、NOMURA-BPI国債に関する著作権、商標権、知的財産権その他一切の権利は、野村証券株式会社に帰属します。

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)

FTSE世界国債インデックス (除く日本、円ベース)は、FTSE Fixed Income LLCにより運営され、日本を除く世界主要国の国債の総合収益率を各市場の時価総額で加重平均した指数です。なお、FTSE世界国債インデックスに関する著作権等の知的財産その他一切の権利は、FTSE Fixed Income LLCに帰属します。

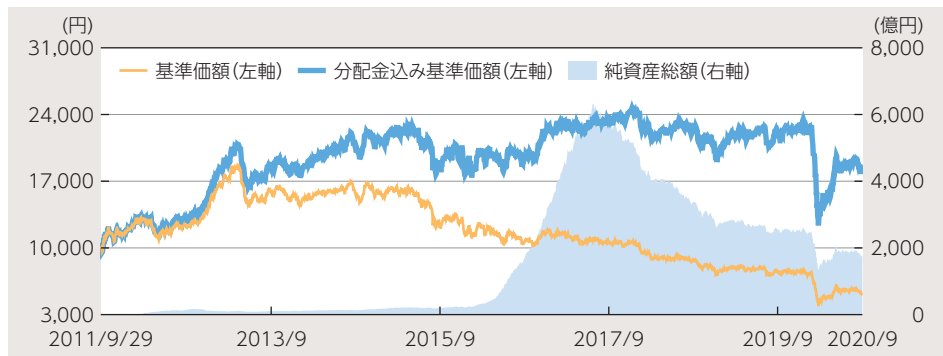
JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)

JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイド (円ベース)は、J.P.Morgan Securities LLCが算出、公表している、新興国が発行する現地通貨建て国債を対象にした指数です。なお、JPモルガン・ガバメント・ボンド・インデックス-エマージング・マーケット・グローバル・ディバースファイドに関する著作権、知的財産権その他一切の権利は、J.P.Morgan Securities LLCに帰属します。



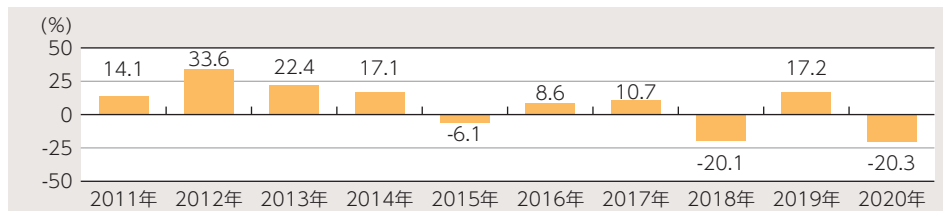
LM・オーストラリア高配当株ファンド(毎月分配型)

基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して算出しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2011年はファンドの設定日(2011年9月29日)から年末までの収益率、2020年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
5,322円	1,791億円

分配の推移

2020年 5月	80円
2020年 6月	80円
2020年 7月	80円
2020年 8月	80円
2020年 9月	80円
直近1年間累計	960円
設定来累計	13,970円

※1万口当たり、税引前

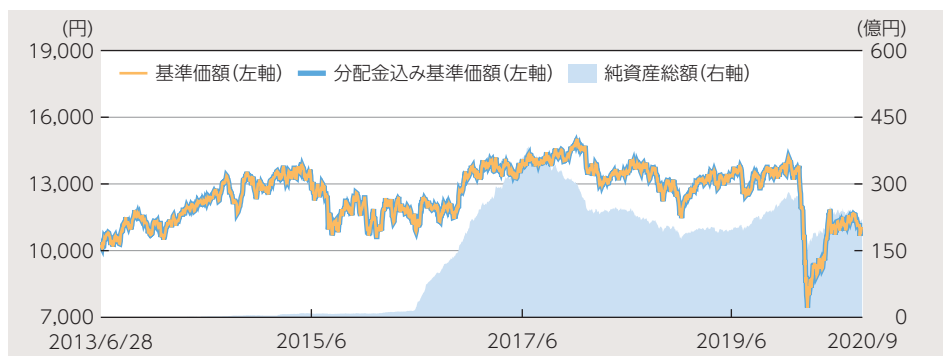
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	100.03
現金・預金・その他の資産	△0.03
合計	100.00

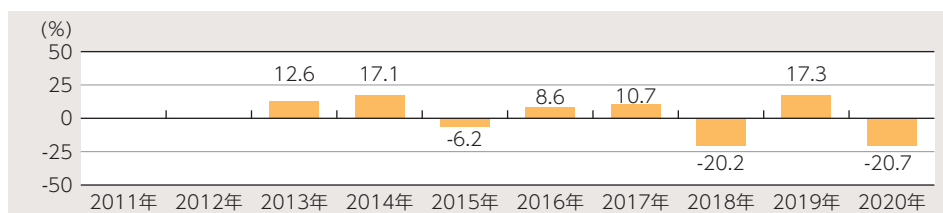
LM・オーストラリア高配当株ファンド(年2回決算型)

基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して算出しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2013年はファンドの設定日(2013年6月28日)から年末までの収益率、2020年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
11,057円	221億円

分配の推移

2018年 9月	0円
2019年 3月	0円
2019年 9月	0円
2020年 3月	0円
2020年 9月	0円
設定来累計	0円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	100.03
現金・預金・その他の資産	△0.03
合計	100.00

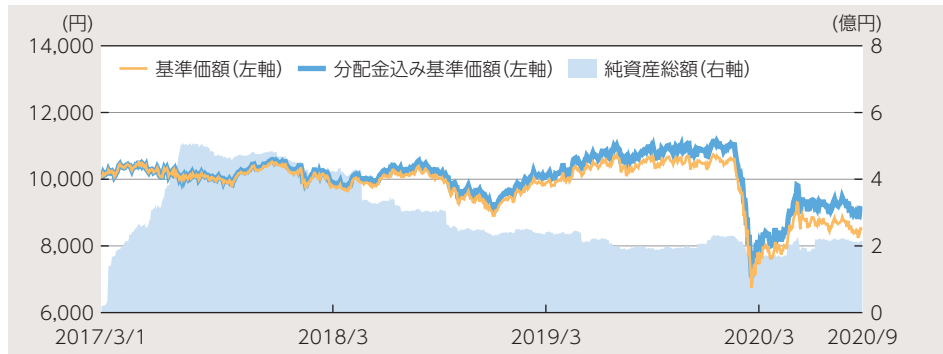
ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。



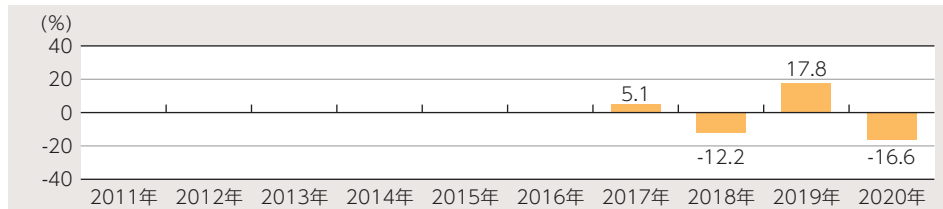
LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(毎月分配型)

基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して算出しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2017年はファンドの設定日(2017年3月1日)から年末までの収益率、2020年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
8,482円	2億円

分配の推移

2020年 5月	30円
2020年 6月	30円
2020年 7月	30円
2020年 8月	30円
2020年 9月	30円
直近1年間累計	360円
設定来累計	640円

※1万口当たり、税引前

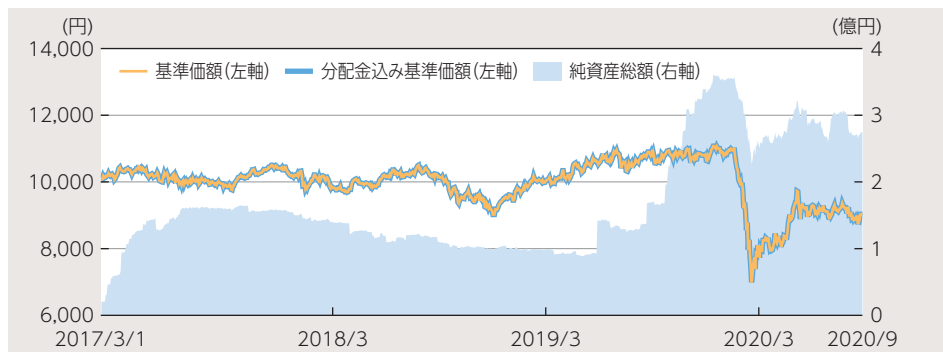
※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	98.91
現金・預金・その他の資産	1.09
合計	100.00

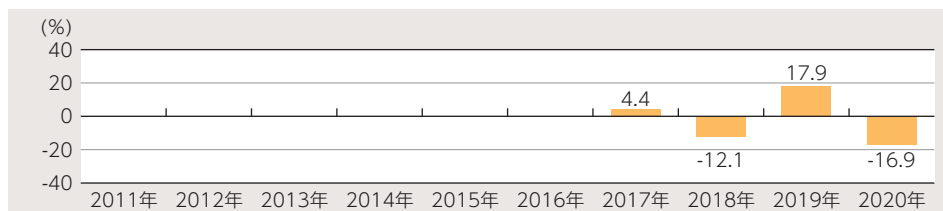
LM・オーストラリア高配当株ファンド(為替ヘッジあり)(年2回決算型)

基準価額・純資産の推移



※分配金込み基準価額は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して算出しています。

年間収益率の推移



※当ファンドにはベンチマークはありません。

※年間収益率は、税引前分配金を再投資(複利運用)したと仮定して、委託会社が暦年ベースで算出したものです。

※2017年はファンドの設定日(2017年3月1日)から年末までの収益率、2020年は年初から基準日までの収益率を表示しています。

基準価額・純資産

基準価額	純資産総額
8,995円	3億円

分配の推移

2018年 9月	0円
2019年 3月	0円
2019年 9月	0円
2020年 3月	0円
2020年 9月	0円
設定来累計	0円

※1万口当たり、税引前

※運用状況によっては、分配金額が変わる場合、または分配金が支払われない場合があります。

主要な資産の状況

資産	比率(%)
マザーファンド受益証券	98.90
現金・預金・その他の資産	1.10
合計	100.00

ファンドの運用実績はあくまで過去の実績であり、将来の運用成果を約束するものではありません。

ファンドの運用状況は、委託会社のホームページで確認することができます。

(参考)LM・オーストラリア高配当株マザーファンドの主要な資産の状況

■ 資産別組入比率

資産	比率(%)
株式	84.95
投資証券	12.69
現金・預金・その他の資産	2.36
合計	100.00

■ 業種別組入比率

業種	比率(%)
金融	31.53
REIT(投資証券)	12.69
公益事業	12.50
一般消費財・サービス	11.76
生活必需品	9.48
コミュニケーション・サービス	6.57
資本財・サービス	5.44
素材	4.88
エネルギー	2.80
合計	97.64

■ 組入上位10銘柄(組入銘柄数 42)

銘柄名	国	通貨	業種	比率(%)
BHP	オーストラリア	オーストラリアドル	素材	4.88
ナショナル・オーストラリア銀行	オーストラリア	オーストラリアドル	金融	4.67
ANZ銀行グループ	オーストラリア	オーストラリアドル	金融	4.65
AGLエネルギー	オーストラリア	オーストラリアドル	公益事業	4.34
ストックランド	オーストラリア	オーストラリアドル	REIT(投資証券)	4.21
テルストラ・コーポレーション	オーストラリア	オーストラリアドル	コミュニケーション・サービス	4.09
オーストラリア・コモンウェルス銀行	オーストラリア	オーストラリアドル	金融	3.64
コカ・コーラ・アマティル	オーストラリア	オーストラリアドル	生活必需品	3.42
APAグループ	オーストラリア	オーストラリアドル	公益事業	3.30
オーリゾン・ホールディングス	オーストラリア	オーストラリアドル	資本財・サービス	3.24

※上記比率はマザーファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率です。また、小数点以下第3位を四捨五入しており、合計と合わない場合があります。



お申込みメモ

購 入 単 位	販売会社が定める単位
購 入 価 額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額
購 入 代 金	販売会社が定める期日までにお支払いください。
換 金 単 位	販売会社が定める単位
換 金 価 額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額
換 金 代 金	換金申込受付日から起算して、原則として5営業日目からお支払いします。
申 込 締 切 時 間	原則として、午後3時までに受付けたものを当日の申込受付分とします。
購入の申込期間	2020年12月24日から2021年6月22日まで ※購入の申込期間は、上記期間満了前に有価証券届出書を提出することにより更新されます。
購入・換金の 申込受付不可日	オーストラリア証券取引所(半休日を含みます。)、シドニーの銀行またはメルボルンの銀行の休業日の場合には、購入・換金申込は受けません。
換 金 制 限	資金管理を円滑に行うため、信託財産の残高規模、市場の流動性の状況等によっては、換金制限を設ける場合があります。
ス イ ッ チ ン グ	販売会社によっては、各ファンド間でスイッチングできる場合があります。なお、スイッチングを行う際にはスイッチング手数料がかかる場合があります。 詳しくは、販売会社にお問合せください。
購入・換金 申込受付の中止 及び 取 消 し	金融商品取引所における取引の停止、外国為替取引の停止その他やむを得ない事情があるときは、購入・換金申込受付を中止すること、および既に受付けた購入・換金申込受付を取消す場合があります。
信 託 期 間	2031年9月22日まで ※信託期間は延長することがあります。 (為替ヘッジなし 毎月分配型 2011年9月29日設定) (為替ヘッジなし 年2回決算型 2013年6月28日設定) (為替ヘッジあり 毎月分配型 2017年3月1日設定) (為替ヘッジあり 年2回決算型 2017年3月1日設定)
繰 上 償 還	次のいずれかに該当する場合等には、繰上償還を行うことがあります。 ●各ファンドの信託財産の純資産総額が20億円を下回った場合 ●マザーファンドを投資対象とするすべての証券投資信託の信託財産の純資産総額の合計額が30億円を下回った場合 ●受益者のため有利であると認める場合 ●やむを得ない事情が発生した場合

決 算 日	<p><毎月分配型>毎月20日(休業日の場合は翌営業日)</p> <p><年2回決算型>毎年3月20日および9月20日(休業日の場合は翌営業日)</p>
収 益 分 配	<p>毎決算時に、分配方針に基づき分配を行います。</p> <p>当ファンドには分配金を受取る「一般コース」と分配金を再投資する「自動けいぞく投資コース」があります。</p> <p>※販売会社によっては、どちらか一方のコースのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは販売会社にお問合せください。</p>
信託金の限度額	<p>為替ヘッジなし 毎月分配型 8,000億円</p> <p>為替ヘッジなし 年2回決算型 3,000億円</p> <p>為替ヘッジあり 毎月分配型 5,000億円</p> <p>為替ヘッジあり 年2回決算型 3,000億円</p>
公 告	日本経済新聞に掲載します。
運 用 報 告 書	3月と9月の決算時および償還時に交付運用報告書を作成し、販売会社を通じて知れている受益者に交付します。
課 税 関 係	<p>課税上は株式投資信託として取扱われます。</p> <p>公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度(NISA)および未成年者少額投資非課税制度(ジュニアNISA)の適用対象です。</p> <p>配当控除および益金不算入制度の適用はありません。</p>
そ の 他	販売会社によっては、いずれかのファンドのみの取扱いとなる場合があります。詳しくは、委託会社または販売会社にお問合せください。



ファンドの費用・税金

■ ファンドの費用

投資者が直接的に負担する費用				
購入時手数料	<p>申込金額(購入申込受付日の翌営業日の基準価額に申込口数を乗じて得た額)に、3.85%(税抜3.50%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額とします。</p>	<p>購入時手数料は、ファンドおよび関連する投資環境の説明ならびに情報提供、購入に関する事務手続き等の対価として、購入時にお支払いいただくものです。</p>		
信託財産留保額	ありません。			
投資者が信託財産で間接的に負担する費用				
運用管理費用 (信託報酬)	<p>純資産総額に対し年率1.826%(税抜1.66%)</p> <p>※運用管理費用(信託報酬)は毎日計上され、日々の基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。</p> <p>※投資顧問会社の報酬は、委託会社が当ファンドから受ける報酬から支払われますので、当ファンドの信託財産からの直接的な支払いは行われません。</p>		<p>信託報酬=運用期間中の基準価額×信託報酬率</p>	
	委託会社	0.80%(税抜)	委託した資金の運用、基準価額の計算等	
	配分 および 役員	販売会社	0.80%(税抜)	購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファンドの管理、各種事務手続き等
		受託会社	0.06%(税抜)	信託財産の管理、委託会社からの指図の実行等
その他の費用・ 手数料	<p>売買委託手数料、保管費用、信託事務の処理に要する諸費用、信託財産に関する租税等</p> <p>原則として発生時に、実費が信託財産から支払われます。</p> <p>その他諸費用(監査費用、印刷等費用、受益権の管理事務費用等。)</p> <p>日々の純資産総額に年率0.05%を乗じて得た金額を上限として委託会社が算出する金額が毎日計上され、基準価額に反映されます。なお、信託財産からは毎決算時または償還時に支払われます。</p> <p>※上記の費用等については、運用状況等により変動するため、事前に料率、上限額等を表示することができません。</p> <p>※マザーファンドが投資対象とする投資信託証券には、運用報酬等の費用がかかりますが、投資信託証券の銘柄等は固定されていないため、当該費用について事前に料率、上限額等を表示することができません。</p>	<p>売買委託手数料: 有価証券等の売買の際、売買仲介人に支払う手数料</p> <p>保管費用: 海外における保管銀行等に支払う有価証券等の保管および資金の送金・資産の移転等に要する費用</p> <p>監査費用: 監査法人等に支払うファンドの監査に係る費用</p> <p>印刷等費用: 印刷業者等に支払う法定書類の作成、印刷、交付および届出に係る費用</p>		

※投資者の皆さまにご負担いただく手数料等の合計額については、当ファンドを保有される期間等に応じて異なりますので、表示することができません。

■税金

- 税金は表に記載の時期に適用されます。
- 以下の表は、個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項 目	税 金
分 配 時	所得税及び地方税	配当所得として課税 普通分配金に対して20.315%
換金(解約)時 及び償還時	所得税及び地方税	譲渡所得として課税 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・ 少額投資非課税制度「愛称:NISA(ニーサ)」および未成年者少額投資非課税制度「愛称:ジュニアNISA(ジュニアニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託などから生じる配当所得および譲渡所得が一定期間非課税となります。ご利用になれるのは、販売会社で非課税口座を開設するなど、一定の条件に該当する方が対象となります。
詳しくは、販売会社にお問い合わせください。
- ・ 法人の場合は上記とは異なります。
- ・ 外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ・ 上記は2020年9月末現在のものです。税法が改正された場合等には、内容、税率等が変更される場合があります。
- ・ 税金の取扱いの詳細については、税務専門家等にご確認されることをお勧めします。



Memo

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

目論見書補完書面(投資信託)

(この書面は、金融商品取引法第37条の3の規定に基づいてお渡しするものです)

この書面、手数料に関する書面および目論見書の内容を十分にお読みください。

【クーリング・オフの適用について】

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

【ファンドにかかる手数料等について】

投資信託のご購入からご解約・償還までにお客さまにご負担いただく費用には以下のものがあります。費用等の合計は以下を足し合わせた金額となります。

これらの費用の合計額、計算方法等については、お客さまがご購入されるファンドやご購入金額等によって異なりますので、表示することができません。

(1)ご購入時・ご解約時に直接ご負担いただく費用

- 申込手数料:申込金額(手数料込み)に応じ、ご購入時の基準価額に対して最大3.30%(税込)の率を乗じて得た額

※申込代金から申込手数料をいただきますので、申込代金の全額が当該投資信託の購入金額となるものではありません(裏面に具体的な計算例を示していますのでご確認ください)。

※当ファンドの申込手数料率は別項の「お申込手数料率のご案内」でご確認ください。

- 信託財産留保額:ご購入時の基準価額に対して最大0.1%の率を乗じて得た額
ご解約時の基準価額に対して最大0.5%の率を乗じて得た額

- 解約手数料:かかりません

(2)保有期間中に信託財産から間接的にご負担いただく費用

- 信託報酬:純資産総額に対して最大年2.20%(税込)の率を乗じて得た額。なお、商品により別途運用実績に基づき計算される成功報酬額がかかる場合があります。

- その他の費用:証券取引に伴う売買委託手数料等の手数料または税金、先物・オプション取引に要する費用、組入資産の保管に要する費用、投資信託財産に係る会計監査費用、実質的に投資対象とする資産の価格に反映される費用(各々必要な場合は消費税等を含みます)など(運用状況等によって変動するため、料率、上限額を示すことができません。投資対象とするファンドにおいて負担する場合があります)。

申込手数料以外の詳細につきましては、投資信託説明書(交付目論見書)でご確認ください。

◆ファンドの終了について

一定の事項に抵触した場合は繰上償還することがあります。詳しくは投資信託説明書(交付目論見書)をご覧ください。

◆当ファンドに係る金融商品取引契約の概要

三井住友信託銀行は、ファンドの販売会社として、募集の取り扱いおよび販売等に関する事務を行います。

◆当社が行う登録金融機関業務の内容および方法の概要

三井住友信託銀行が行う登録金融機関業務は、主に金融商品取引法第33条の2の規定に基づくものであり、当社においてファンドのお取引が行われる場合は、以下の方法により取り扱いいたします。

- 当社では投資信託のお取引にあたっては、「振替決済口座、投資信託保護預り口座、外国証券取引口座、累積投資口座」の開設が必要となります。
- お取引のご注文をいただいたときは、原則として、あらかじめ当該ご注文に係る代金の全部をお預けいただいた上で、ご注文をお受けいたします。
- ご注文いただいたお取引が成立した場合(法令に定める場合を除きます)には、取引報告書を原則として郵送によりお客さまに交付いたします。

◆当社の概要(販売会社に関する情報)

商号等	三井住友信託銀行株式会社 登録金融機関 関東財務局長(登金)第649号
本店所在地	〒100-8233 東京都千代田区丸の内1丁目4番1号
資本金	3,420億円(2020年3月31日現在)
設立年月日	1925年7月28日
加入協会等	日本証券業協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、一般社団法人金融先物取引業協会
当社の苦情処理措置 及び紛争解決措置	特定非営利活動法人 証券・金融商品あっせん相談センター または一般社団法人全国銀行協会を利用 証券・金融商品あっせん相談センター連絡先 電話番号 0120-64-5005 全国銀行協会連絡先 全国銀行協会相談室 電話番号 0570-017109 または 03-5252-3772
認定投資者保護団体 業務の概要	当社が対象事業者となっている認定投資者保護団体はございません。 信託業務、銀行業務、不動産売買の媒介・証券代行等の併営業務、登録金融機関業務

※本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。
上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。

(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

金融ADR制度(苦情処理・紛争解決手続)について

- 金融ADR制度とは、金融機関とお客さまとのトラブルを、裁判以外の方法で解決を図る制度です。一般的に、手続きの簡易さ、迅速性、専門性、非公開性、低廉な費用といったメリットがあるとされています。苦情処理・紛争解決手続きの手段は、お客さまが任意にご選択できます。
- お取引の指定ADR機関、または、指定ADR機関がない場合の当社の苦情処理・紛争解決手続き(苦情処理措置および紛争解決措置)については、目論見書補完書面の「当社の概要」をご覧ください。

お申込み手数料に関するご留意事項

1. 申込手数料の具体的な計算例

金額指定で購入する投資信託の申込手数料は、概ね次のように計算します。

(例) 申込手数料率が3.30%(税込)、基準価額が1万口あたり10,000円の投資信託を100万円の申込金額(手数料込み)で購入される場合

① 1万口あたりの 申込手数料(税込)	10,000円 (基準価額)	×	3.30% (申込手数料率)	=	330円		
② 購入口数の計算	1,000,000円 (申込金額)	÷	(10,000円 + 330円) 基準価額 申込手数料 └────────── 1万口あたり ─────────┘	×	10,000	=	968,055口
③ 申込手数料(税込) の計算	330円 (1万口あたりの 申込手数料)	×	968,055口 (購入口数)	÷	10,000	=	31,945円

2. 投資信託のお申込手数料は購入時に負担いただくものですが、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

《例》お申込手数料率が3%(税抜)の場合

【保有期間】 【1年あたりのご負担率(税抜)】

1年	3.00%
2年	1.50%
3年	1.00%
4年	0.75%
5年	0.60%
⋮	
⋮	

※ 投資信託によっては、お申込手数料を頂戴せず、解約時に保有期間に応じた解約手数料をお支払いいただく場合があります。その場合も、保有期間が長期に及ぶほど、1年あたりの負担率はしだいに減っていきます。

※ 左記の図の手数料率や保有期間は例示です。実際にお買付いただく投資信託の手数料率や償還までの期間については目論見書や目論見書補完書面でご確認ください。投資信託をご購入いただいた場合には、左記の申込手数料のほか、信託報酬やその他費用等をご負担いただけます。また、投資信託の種類に応じて、信託財産留保額等をご負担いただく場合があります。

三井住友信託銀行への
お問い合わせ先

ご不明な点等につきましては、下記または、お取引のある本支店までお問い合わせください。
0120-921-562

【受付時間】 平日 9:00~17:00

(土・日・祝日および12/31~1/3はご利用いただけません。)

なお、お問い合わせの内容によっては、お取引のある本支店におつなぎさせていただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。

※ 本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。
上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。

目論見書補完書面(投資信託)

このページは、三井住友信託銀行株式会社からのお知らせです。
(このページの記載は目論見書としての情報ではございません。)

お申込み手数料率のご案内

〈商品名〉

LM・オーストラリア高配当株ファンド (毎月分配型) / (年2回決算型)

■ 申込手数料率 ■

申込金額	手数料率
1,000万円未満	3.30% (税込)
1,000万円以上1億円未満	2.75% (税込)
1億円以上	2.20% (税込)

スイッチングのお申し込みは無手数料です。

- 上記の申込手数料率を上限とします。ただし、申込手数料割引サービス等を別に定める場合はこの限りではありません。
- 詳細および最新情報は、当社ホームページまたはお取引店でご確認ください。

〈三井住友信託銀行にて取り扱う投資信託に関してご注意いただきたい事項〉

■ 投資信託におけるリスクについて

投資信託は、直接もしくは投資対象投資信託証券を通じて、主に国内外の株式や債券、不動産投資信託証券等に投資します。投資信託の基準価額は、組み入れた株式や債券、不動産投資信託証券等の値動き、為替相場の変動等の影響により上下します。これによりお受取金額が投資元本を割り込むおそれがあります。投資信託の運用により信託財産に生じた損益は、全て投資信託をご購入いただいたお客さまに帰属します。

■ その他重要なお知らせ

- ・ 投資信託は預金とは異なり元本および利回りの保証はありません。また、預金保険制度ならびに投資者保護基金の対象ではありません。
- ・ ファンドにより、信託期間中にご解約のお申し込みができない場合があります。
- ・ 取得のお申し込みの際は、最新の契約締結前交付書面(目論見書・目論見書補完書面)を事前にお渡しいたしますので、必ず内容をご確認の上、お客さまご自身でご判断ください。
- ・ 当社は投資信託の販売会社であり、ご購入・ご解約のお申し込みについて取り扱いを行います。投資信託の設定・運用は運用会社が行います。
- ・ 投資信託にはクーリング・オフ制度は適用されません。
- ・ 本資料は三井住友信託銀行が作成したものであり、金融商品取引法に基づく開示書類ではありません。

※本頁は、目論見書の一部を構成するものではなく、上記の情報は、目論見書の記載情報ではありません。
上記の情報の作成主体は販売会社であり、作成責任は販売会社にあります。